

岡崎市立南中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方について

(1) 定義

いじめ防止対策推進法で定められた定義に基づく。具体的には次のとおりである。

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例：いじめ問題対策委員会）を活用し、組織的に判断することが求められている。

(2) 基本的な認識、並びに本校の基本姿勢

- ア 「いじめ」は、法に触れる行為であり、本校においても絶対にあってはならない。教職員と生徒がともに同じ思いをもち「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを見逃さない」、「いじめを許さない」といった毅然とした態度で臨むものとする。
- イ 人間として発達の過程にあり、思春期を迎える生徒にとって、生徒間のトラブルは必ず起きるものという認識に立つ。また、近年、携帯電話、SNS等の普及によりインターネットを媒体とした、「いじめ」が教師や保護者の目に触れないところで行われるようになった。家庭のともに手を携え一層の未然防止に努める。
- ウ 学校行事や道徳等、教育課程全般をとおして、絆づくりを推進するとともに、正義感と規範意識の醸成を軸として情報モラル教育の充実を図る。また、豊かな人間関係の構築や、生き方の自覚を深めることで「いじめ撲滅」につながるよう心の育成を図る。
- エ 個々の問題に対する具体的な「いじめ」の指導は、「いじめ防止・不登校対策委員会」を核として、「いじめ」事案に関係する生徒を個別に指導することを原則として行う。学級指導や学年指導等の一斉指導で「いじめられっ子」として誤った認知されないよう指導するとともに、学校全体で組織的な対応を徹底しながら指導が行われるよう、教職員の共通理解のものと推進する。

(3) 育てたい生徒の資質

- ア 互いを認め合い、思い合い、高め合える心をもった生徒を育てる。
- イ 明るい挨拶、時間を守る、場を清める、履物をそろえるといった基本的な生活習慣のもと、社会の一員としての自覚をもたせ、望ましい人間関係を構築しようとする資質を培う。
- ウ 利己的・排他的な考えによる狭い仲間意識にとらわれない強い正義感を育成する。

(4) 教師の役割

ア 教育活動全般をとおして、生徒一人一人に寄り添う温かい支援をとおして、互いを認め合い、いじめを許さない毅然とした態度で生徒の命と安全を守る。

イ 生徒の絆づくり、居場所づくりができるように教育活動を計画的に展開する。

2 いじめ防止対策組織について

(1) 名称 「いじめ防止・不登校対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、学習情報主任、スクールカウンセラー

(3) 役割 いじめ防止、いじめ発生時の最小管理、調査のための取り組みの企画と運営、地域・関係組織との連携等の全般を担う。

3 いじめ防止のための具体的取り組み

(1) 「校訓」「目指す生徒像」基盤とした教育活動の全般をとおして、教師と生徒が主体となって、いじめ防止活動を展開する。

(2) 南中校訓「健康にして澁刺、明朗にして自由」

ア 目指す生徒像

- ① 認め合い、思い合い、高め合える生徒
- ② 何事にも本気で精一杯取り組む生徒
- ③ みなぎる南中愛、ともに作り上げる絆と感動

イ 教科指導

- ① 主体的、対話的な深い学びを目指し、習得と活用の授業を構築する。
- ② 分かる喜び、できる喜び、思考する喜びが味わえる授業を展開する。

ウ 道徳教育・特別活動

- ① 授業をとおして、友情、生命の尊重、思い合い、友情、モラルの向上、自然愛を育む。
- ② 南中劇、トップランナーの会、いじめ撲滅集会をとおして、先人の生き方に学び、命の大切を実感しながら、愛校心を育む。

エ 部活動

- ① 礼節を重んじ、時、もの、人を大切にする心を培う。
- ② 辛いことに立ち向かう勇気と持続する強い意志を培い、自分の未来を切り開いていく、つよい心と体を育てる。
- ③ 喜び、悲しみ、苦しみ、楽しみをともに仲間と味わいながら、豊かな人間性と正しい価値観をもち、人のため、世のために貢献できる心を養う。

(3) いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの対応について

ア いじめ防止…未然防止に向けた取り組みのための方策

- ① 校訓、目指す生徒像、教科指導、道徳教育、特別活動、部活動の充実
- ② 情報モラル教育、人権教育の充実
- ③ 教師と生徒の温かな人間関係の構築
- ④ 家庭、地域住民との相互理解と連携

イ いじめ早期発見…いじめの積極的な認知と適切な対応

- ① いじめアンケートの実施（年間3回）
- ② 個別による教育相談の実施（年間3回）
- ③ アンケートの結果の集約、分析、方針（年間3回）
- ③ 生活ノートを活用による情報収集
- ④ スクールカウンセラーとの連携

ウ いじめ対応…いじめの発見と通報を受けた際の指導の対応

- ① 学校全体による組織的な対応
- ② 教員間の共通理解と守秘義務の徹底
- ③ 家庭、地域との協力
- ④ 関係諸機関との連携と情報提供
- ⑤ 解決後の再発防止

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生

↓

↓

↓

・教育委員会へ速報を送り、指導を受ける（校長、教頭）

↓

(2) 当該児童、当該学級等から事実関係を明確にするための情報収集

- ・「いじめ防止・不登校対策委員会」が主体
- ・客観的な事実関係の速やかな調査

↓

(3) 教育委員会への報告、対応の協議

- ・必要に応じて、いじめ対応支援チーム（県）の要請
- ・個人情報の取り扱いの検討
- ・報道機関等への対応についての協議

↓

(4) いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供

(5) スクールカウンセラー等の対応によるケア

(6) 報道機関等への対応

(7) 調査結果を踏まえた必要な措置

↓

(8) 重大事案発生の原因分析と再発防止に向けた取り組みの検討

5 年間計画

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○職員会での「南中学校いじめ防止対策基本方針」の引継事項確認と周知徹底	○適応教室や SC に関して生徒、保護者への周知 ○全校集会での生徒への周知、徹底指導	○いじめ相談窓口(SC室)の生徒、保護者への周知	○PTA総会での「学校いじめ防止対策基本方針」の説明
5月		○職員会での情報交換 ○いじめ防止・不登校対策委員会		○中間テスト週間の個別教育相談	
6月	↓ C ↓ A	○職員会での情報交換	○生徒会全校レク	○いじめアンケートの実施 ○期末テスト週間の個別教育相談	○授業公開 ○部活動公開
7月		○職員会での情報交換 ○いじめ防止・不登校対策委員会	○情報モラル指導(ネットモラル)	○いじめアンケートの集約・考察	○個人懇談会 ○学校評議員会
8月	↓ P ↓ D	○評価→検証			
9月		○職員会での情報交換 ○いじめ防止・不登校対策委員会			○体育大会での南中澁刺太鼓の披露
10月	↓ C ↓ A	○職員会での情報交換		○中間テスト週間の個別教育相談	○授業公開 ○部活動公開
11月		○職員会での情報交換 ○いじめ防止・不登校対策委員会	○生徒会全校レク	○いじめアンケートの実施 ○期末テスト週間の個別教育相談	○岡南祭での南中劇の発表
12月	↓ P ↓ D	○職員会での情報交換	○人権週間に関連する校長講話 ○人権に関わ道德の授業 ○いじめ撲滅集会	○いじめアンケートの集約・考察	○個人懇談会 ○PTA「心のメッセージ」募集 ○学校評議員会
1月		○職員会での評議委員会の報告、情報交換 ○いじめ防止・不登校対策委員会		○学校評価アンケートの実施	
2月	↓ C ↓ A ↓ P	○職員会での情報交換	○卒業を祝う会	○学年末テスト週間の個別教育相談 ○いじめアンケートの実施	○学校評議員会 ○学校行事 ○授業公開
3月		○職員会での情報交換と来年度の方針づくり ○いじめ防止・不登校対策委員会		○学校評価アンケートの分析と いじめ対策の見直し	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○「生活の記録」(生活ノート)	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応する。

1 基本方針

(1) 互いを認め合い、思い合い、高め合える心をもった生徒を育てる。
 (2) 挨拶を柱に、いじめをなくす啓発活動を行い、安心して通える学校を目指す。 【生徒】
 (3) 生徒に寄り添い温かい支援を行うとともに、いじめをしない、させない、見逃さない、ゆるさない毅然とした態度で生徒の命や安全を守る。 【教師】
 (4) 学区総代会、主任児童委員、民生委員などの地域の方との連携を密にし、学区を上げて本校生徒を守る意識を高める。 【地域】

<p>地域・機関との連携</p> <p>健全育成協議会 学校評議委員会 学区総代 主任児童委員 民生委員 小学校関係者 少年愛護センター</p>	<p>2 いじめ・不登校対策委員会</p> <p>1 実施 定例隔月(5,7,9,11,1,3月) 臨時(12月) 2 組織 校長, 教頭, 教務主任, 校務主任, 校務補佐, 養護教諭, 学年主任, 生徒指導主事 *必要に応じスクールカウンセラーの参加要請 3 内容 ア アンケート調査 年3回 イ 個人面談による教育相談の実施 年3回 ウ 結果の集約, 分析, 方針 年3回</p>	<p>家庭との協力</p> <p>規範意識の醸成 情報モラルの向上 学校行事への参加 アンケートの協力 家庭訪問 保護者会 南中サポータークラブ PTAスポーツ懇親会</p>
---	--	---

3 いじめ防止のための具体的取り組み

「南中の校訓」「目指す生徒像」を基盤とした教育全般をとおして、教師と生徒が主体となっていじめ防止活動を展開する。

<p>部活指導</p> <p>礼節 時を守る 体づくり 心づくり</p>	<p>特別活動</p> <p>帰属意識 愛校心 奉仕の心 絆づくり いじめ根絶</p>	<p>南中 校訓 「健康にして澆刺、明朗にして自由」</p> <p>目指す生徒像</p> <p>1 認め合い、思い合い、高め合える生徒 2 何事にも本気で精一杯取り組む生徒 3 みなぎる南中愛、ともにつくり上げる絆と感動</p>	<p>道徳教育</p> <p>生命の尊重 思い合い 友情 モラル向上 自然愛 TRの会</p>	<p>教科指導</p> <p>習得・活用 分かる喜び できる喜び 思考の喜び</p>
--	--	--	---	--

<p>(1) いじめの防止</p> <p>未然防止に向けた 取り組みのための方策</p> <p>ア 校訓・目指す生徒像 イ 道徳・人権教育の充実 ウ 情報モラル教育の推進 エ 温かな眼差しの指導 オ 生徒主体の取り組み</p>	<p>(2) いじめ早期発見</p> <p>いじめの積極的な認知と 適切な初期対応</p> <p>ア いじめアンケートの実施 イ 教育相談の実施 ウ 生活ノートの活用 エ スクールカウンセラーとの連携</p>	<p>(3) いじめの対応</p> <p>いじめの発見・通報を 受けた際の指導と対応</p> <p>ア 組織的ないじめへの対応 イ 教員の共通理解 ウ 保護者との協力 エ 関係諸機関との連携 オ 解決後の再発防止</p>
---	---	--

4 重大事態の発生おける対処

A 重大事態の発生		
B 1 重大事態の判断	B 2 相当期間の定義	B 3 申出に対する対応
C 教育委員会へ迅速に報告		

D 1 重大事態調査組織の設置	いじめ不登校対策委員会を中心に第三者が参画し組織を設置
D 2 事実確認のための調査実施	情報収集と事実・内容・整理分析を行う
D 3 情報提供	必要に応じ該当生徒・保護者に適切に情報を提供する
D 4 調査結果の報告	調査報告並びに必要なに応じて生徒・保護者の所見を添付する
D 5 調査結果を踏まえた措置	再発防止に向けた対応策を検討し実施する

